

第17回休眠預金等活用審議会 議事録

1. 日時：平成31年2月19日（火）15:58～16:50
2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1214特別会議室
3. 出席者：
（委員等） 小宮山会長、北地委員、萩原委員、服部委員、程委員、牧野委員、宮本委員
工藤専門委員、白井専門委員
（御欠席： 飯盛委員、五島委員、野村委員、小河専門委員、栗林専門委員、
経沢専門委員、曾根原専門委員）
（内閣府等） 宮腰内閣府特命担当大臣、幸田内閣府審議官、
田和政策統括官（経済社会システム担当）、前田休眠預金等活用担当室室長、
松下休眠預金等活用担当室参事官、嶋田指定活用団体指定担当室室長、
籠金融庁企画市場局総務課調査室室長

4. 議事：

- （1）休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画（案）について

5. 議事概要：

○前田休眠預金等活用担当室長 定刻となりましたので、第17回「休眠預金等活用審議会」を開会させていただきます。

いつものお願いではございますが、会議の内容等について、会議中にSNS等での発信は控えいただきますようお願いいたします。

議事に入らせていただきます前に、宮腰光寛内閣府特命担当大臣から御挨拶をいただきます。

○宮腰大臣 皆さん、御苦労さまでございます。休眠預金の活用を担当しております、宮腰光寛でございます。

委員、専門委員の皆様方におかれましては、日ごろより大変熱心な御審議をいただいております、また、昨年12月には2日間にわたり申請団体の面接に御対応いただき、心より感謝を申し上げます。

先月11日に、指定活用団体として、日本民間公益活動連携機構を指定いたしました。後ほど事務方からも説明させますが、指定に当たりましては、面接において皆様から示された懸念や疑問をそのままにすることはできないと判断いたしまして、また、立法当時の御議論も踏まえ、内閣府でさらなる確認を実施いたしました。そして、これらの結果をもとに、オールジャパンでの取り組みの推進や中立性・公正性の観点から、日本民間公益活動連携機構を指定することにいたしました。

申し上げるまでもなく、この制度は休眠預金、つまり、国民の貴重な資産を使って国や

自治体が対応することが困難な社会課題の解決に充てるものであります。社会的課題の解決にかかわる現場のNPOやさまざまな団体、そして、広く国民一般にこの制度がよいものだと実感していただけるよう、しっかりと育てていかなければなりません。

本日は、早速基本計画案につきまして御議論をいただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げて、私からの開会の御挨拶にかえさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○前田休眠預金等活用担当室長 ありがとうございます。

冒頭、カメラ撮りは終了願ひます。プレスの方は退室いただきたいと存じます。

(プレス退室)

○前田休眠預金等活用担当室長 宮腰大臣は所用のため、ここで退室されます。

○宮腰大臣 よろしくお願ひします。

(宮腰大臣退室)

○前田休眠預金等活用担当室長 ただいま宮腰大臣より言及のありました指定活用団体の指定につきまして、指定活用団体指定担当室から御報告をお願ひいたします。

○嶋田指定活用団体指定担当室長 指定室長の嶋田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料1「休眠預金等活用法に基づく指定活用団体の指定について」という資料をおつけしておりますので、それに沿って御説明させていただきたいと思ひます。

まず、経緯でございますけれども、これは御承知のとおり、2パラ目のところでございますが、一般財団法人社会変革推進機構、一般財団法人日本民間公益活動連携機構、一般財団法人みらい財団、一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体、この4団体が手を挙げてきたということで、去る昨年の12月の4日、6日の2日間にわたりまして、審議会の皆様に御審議をいただき、業務実施体制とか能力の適確性、役職員の体制の中立性・公正性といったところについて評価を行っていただいたところでございます。

次のページをめくっていただきまして、その結果でございますけれども、いずれの指定申請団体に対しましても一定の評価が出されました。一方で、複数の委員から同じような点について懸念とか疑問が呈されたことがわかりました。こうした懸念あるいは申請書類上の懸念に関しまして、各指定申請団体の考え方あるいは対応方針について、昨年の年末の12月の25日、26日の両日に、内閣府から今度は確認作業をさせていただきました。その最終的な指定につきましては、申請書類の審査あるいは審議会での面接、それから、内閣府における確認の結果を踏まえまして、総合的な判断を行ったということでございます。

いずれの申請団体も、確認のプロセスを通じて、我が国で初めてとなる本制度に対しまして、非常に高い使命感と熱い意欲を持って臨む姿勢が貫かれておりまして、また、審議会の委員の方々に大変熱心な御議論、面接、意見交換もしていただいたということで、貢献をいただいております。こうした関係者の方々に対してもこの場をかりて厚く御礼申し上げたいと思っております。

次に、確認の視点と結果でございますけれども、まず審議会の評価につきまして、お手元に評価シートをお配りさせていただいたときに、A、B、Cの3段階の評価とともに、意見シートということで具体的にいろいろな御意見を記述していただいたと思いますが、まず、A、B、Cという評価を機械的に積み上げてみますと、括弧の中にありますように、Aの評価の個数の割合は社会変革推進機構は55.8%、日本民間公益活動連携機構が57.1%、みらい財団が68.8%、民都大阪休眠預金等活用団体が24.7%ということでございます。なお、これは全部の団体の面接に参加していただいた方の7人中の評価を積み上げさせていただいているところでございます。

それから、今度はBも指定の基準を満たしているという範疇に属しますので、AとBを足し上げてみますと、社会変革推進機構が97.4%、日本民間公益活動連携機構が96.1%、みらい財団が100%、民都大阪休眠預金等活用団体93.5%ということになっております。つまり、100%に行っていないということはCが若干ついているということでございますが、Cにつきましては、全項目について審議会の皆さん全員がこぞってCをつけているところは一つもございませんで、ところどころにここはどうなの、心配なのだけれどもというところについて、Cという評価をつけられていることが若干確認されております。

そうした評価につきましては十分尊重させていただいているところでございますけれども、総合的な意見というのが一本ございましたけれども、個別の意見をずっと積み上げたら総合的な意見と整合するのかなと思うのですが、ずれているような団体もございまして、そこら辺につきましては、もっと細かく記述して頂いた御意見とかそこら辺も注意して見ていく必要があるのかなと考えたところでございます。Cについても、ある項目について、そうつけられた先生もいらっしゃるわけですが、一方で逆のAの評価をつけられた方もいらっしゃるということで、なかなか評価が分かれているものもございまして、そこら辺はそういった団体が特徴を有している可能性がございますので、そこについてもよく確認しておく必要があるのかというところでございました。

そこで、内閣府の確認ということでございますけれども、(2)をご覧ください。今回の指定活用団体の指定は初めての試みでございますので、総合的な視点にたつてやる必要があるのかなど。そのときに、立法当時の議論を踏まえますと、法の基本方針とか公募要領に通底する考え方といたしまして、①で書いてありますように、まずオールジャパンの取り組みを実効あるものにする組織になっているか。それから、中立・公正という組織運営あるいは利益相反を招かないような担保ができていないか。それから、5年後に振り返ってみて国民の納得感が得られるものになるのかといったところについてが大きなチェックポイントになるのかなというところでございまして、そこで、委員の先生方からも示されたような懸念等がございまして、それを整理しまして、各団体に確認を行ったということでございます。

(3)がその確認の結果でございます。①ということで、オールジャパンの取り組みを実効あるものにする運営体制がしかれているかという観点から質問させていただきました

けれども、社会変革推進機構につきましては、助成規模をどんどん大きくしていくという
ことで、5年間で最初から8倍ぐらいの大きさにどんどんでしていくというようなかなり
の拡大規模、アグレッシブな計画になっておったわけでございます。一方で、資金分配団
体が具体的にどういう基準で選ばれるのかが未策定で、一体どれぐらいの個数をつくるの
かとか、そういったところについてもまだなかなかアイデアがこなれていない状況でござ
いましたとともに、必要とされている申請書類そのものに不備があったということがござ
いました。

日本民間公益活動連携機構につきましては、社会的課題解決の知見とか実績不足ではな
いかという御指摘が委員の方々からございました。組織体制が、経済界、労働界の人たち
がバックにありますので、多様性に欠けるという指摘がございました。それにつきましては
は、機構からの答えとしましては、特定の関係者を備える自前主義ということではなくて、
自分たちとしてはオープンな受け皿となって、課題把握とか解決を機動的かつ柔軟に進め
ることを志向しているという説明がなされたところでございます。

みらい財団につきましては、社会的課題解決の実績や多様性に配慮した評議員とか役員
構成になっている点について、重ねて強調されました。一方で、懸念として残りましたの
は、企画の立ち上げにかかわった戦略アドバイザー委員とか、あるいは財政基盤の大き
な部分を支えている戦略アドバイザー委員の特定少数の方が、今後の業務運営に当たっ
ても実質的に大きな影響力を及ぼすのではないかという懸念が残ったところでございま
す。

民都大阪休眠預金等活用団体につきましては、評議員を地域別に推奨させるなど独自の
工夫があるわけでございますけれども、助成について今後どのようにしていくのかという
のはまだ今後の検討によるところが大きいというところ。それから、資金分配団体を公益
法人と認定NPO法人だけに限定しているということでございましたので、それが果たしてオ
ールジャパンの取り組みになるのかということについて、まだ懸念が残ったといったと
ころでございます。

なお書きのところでございますけれども、それぞれに仮に指定された場合に、ほかの指
定申請団体等との関係についてどうするのかについてあわせて質問してみましたところ、
どの団体からも協力・連携しましょうというところではございましたが、例えば社会変革推
進機構からは必要に応じて協力・連携しましょうと。日本民間公益活動連携機構からは、
他の申請団体との関係者にアドバイザーとして参画してもらってはどうかという考え方が
表明されました。みらい財団は他の指定申請団体とも連携していく、民都大阪についま
しては、意欲、能力があるならば、門戸を開くようになっていきますというお答えでござい
ました。

②、今度は中立・公正な組織運営とか利益相反を招かない業務運営の担保という観点で
ございます。社会変革推進機構につきましては、アドバイザーボードを中心に委員を選
定するというところでございますけれども、利益相反の規程については今後整備するという
状況でございました。

日本民間公益活動連携機構につきましては、バックにあります日本経団連の関連であります1%クラブとか、あるいは日本経団連が関係する団体として考えられるわけでございますけれども、それらが資金分配団体とか助成の対象になるということはないということでございます。それから、役職員以外の委員ということで、外部にアドバイスを受けることが考えられるわけでございますけれども、そういった人についても、裨益する対象となり得る資金分配団体とか民間公益活動団体の役員等は選任しないとされておりまして、それから、資金分配団体を選定するときには申請団体名を伏せた形でやるということで徹底して利益相反を避けるという考え方が示されたところでございます。

みらい財団につきましては、やはり利益相反防止についての規程変更を含めて厳格な対応を行うというような考え方が示されたわけでございますけれども、それでも戦略アドバイザー委員など助成等の意思決定に関与しない委員が多数いらっしゃるわけでございますが、そういった方が役職員である団体に関して助成等を受けられることに懸念が残っています。それから、100万円未満の小口の寄附者についても特定の評議員とか役員の関係者と推測されるものが多くございまして、そうした小口の寄附者が関係するような団体が助成を受けられる可能性についても排除されていないといったところに懸念が残りました。

民都大阪休眠預金等活用団体につきましては、既存の他の法人制度、公益認定法人とか公益法人ですが、そういった公正性を確保するなどの特徴があるわけでございますけれども、一方で、特定の大学とか団体出身者に職員構成が偏っているのではないかという御指摘がございました。そこにつきましては、文化的なあつれきを避けるのだということで当面はそういった形でいきたいということでございまして、今後は考えますというところでございました。

③、5年後の見直しを前提として国民から広い理解や支持が得られるという取り組みをするかということですが、いずれの団体からも非常に熱心に取り組みをどんどん進めますということで表明がございました。

例えば社会変革推進機構ですと、業務実施計画に記載する全ての業務を連動してどんどん進めますと。

日本民間公益活動連携機構は、草の根系とソーシャルビジネス系の分断リスクを避けるという観点から、地域の課題解決の支援に交付金の大半を割くというプログラムを考えているということ。

みらい財団につきましては、多様な層との徹底した対話をしますとか、あるいは民間実践者との連携とか、相互の刺激によって新たな価値を目指すということと、専属の広報チームをつくるというような回答がございました。

民都大阪休眠預金等活用団体からは、ばらまきにせず全国に制度を浸透させるために、地方からの内発的な動きをじっくり待って誘発するという考え方が説明されています。

その他ということで、どれぐらい組織として運営費にお金がかかるかということにつきましては、常勤理事の年間報酬は1000万から2000万円の間、人件費総額が1.6億円から2.9

億円の間ということで、少しばらつきが見られているところでございます。

最後、結論でございますけれども、指定活用団体の指定ということで、休眠預金等活用制度におきましては、立法当時の趣旨を踏まえながら、指定活用団体を軸に多様かつ多数の団体・関係者の参加と協力・連携のもとに社会的課題に向けた取り組みが進むこと、そして、その成果を全国的に広げていくことで、まさにオールジャパンの取り組みとしていくことが大変重要ではないかと。

それから、指定活用団体として求められますのは、中立・公正な組織運営と、利益相反を招かない業務運営、それから、社会的活動の解決とその成果の全国への発信・展開が強く求められます。

そういうことから考えまして、こういった今までの確認とかあるいは審議の御意見の状況とか、そういうものも全部大臣に報告しまして、総合的に検討しました結果、指定活用団体としまして、一般財団法人日本民間公益活動連携機構を指定することといたしました。

ただし、条件をつけることにいたしまして、次のページをめくっていただきまして、特に今回の他の指定申請団体、非常にたくさんの労力を割いて、いろいろな工夫を提示していただいたわけでございまして、それぞれ大変いいところがあったと思っております。そうした他の団体も含めまして、多くの団体あるいは関係者との連携・協力の仕組みを構築する。この日本民間公益活動連携機構はオープンな受け皿にすることを彼らのモットーとしているわけでございますので、そのとおり、多くの団体と連携・協力をしていくことをちゃんとしてほしいということを指定の条件といたしまして、その状況については今後内閣府としてもちゃんとフォローしていくということでこのような結論を得たということでございます。

以上でございます。

○前田休眠預金等活用担当室長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 御丁寧な説明、ありがとうございます。

どの団体も非常にすばらしかったことがよくわかりまして、懸念事項も恐らく払拭できる内容だったということもわかりましたので、今後連携機構さんから事業計画が出てくるかと思っておりますので、注意して見ていきたいと思うのですが、特にここが決め手になったのだということがあるようでしたら教えていただきたいと思っております。

○嶋田指定活用団体指定担当室長 実はこの4つの団体はそれぞれに特徴がございまして、まず社会変革推進機構あるいはみらい財団は、助成団体に近い、助成される対象にも近い助成団体が出資母体になっている性格が強いのではないかと。また、そういった方の経験がいろいろある。一方で、この日本民間公益活動連携機構は、そういったところから少し距離があるところですよ。民都大阪休眠預金等活用団体についても、最初からいろいろな団体を具体的に挙げるのではなくて自分たちは一定の距離感を持ちたいというような御主張

がございました。

したがって、最初から何か特定の団体と組んでいろいろやるという設計ではなくて、むしろちょっと高いところとか、遠いところから物事を見て行って、そして、いろいろなものを巻き込みながら休眠預金の活用という仕組みを構築していくのだというような、これがいわゆるオールジャパンという考え方なのですけれども、それに一番近いところはどこなのかといったところで、その他もろもろのことを考えたときに、この日本民間公益活動連携機構がそれに近いかなという結論になったということでございます。

○前田休眠預金等活用担当室長 よろしいですか。

北地委員、どうぞ。

○北地委員 最後に、他の指定申請団体を含め、協力・連携の仕組みということがございましたけれども、そうしますと、指定活用団体としての協力・連携はここで求められていると思うのですが、逆に言いますと、他の指定申請団体は分配団体の構成要員の方もかなりいらっしゃるようになるだろうと思うのです。そこを阻むものではありませんね。

○嶋田指定活用団体指定担当室長 私どもの考え方としては、まず、この活用指定団体で何らかの形で陰に陽に協力していただくこともあり得るし、または今度は選定の対象となり得る分配団体、そういった中でまた御活躍いただく。そういう選択肢も排除しているものではございません。

○前田休眠預金等活用担当室長 ほか、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、報告案件については以上とさせていただきます。

それでは、会長より議事の進行をお願いいたします。

○小宮山会長 それでは、議事に入ります。

休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画（案）について、事務局から説明ください。

○松下参事官 資料2「2019年度基本計画の概要（案）」、資料3「2019年度休眠預金等交付金活用推進基本計画（案）」、この2つに基づきまして御説明を申し上げます。資料2は資料3の概要版になっておりますので、御説明は資料3の3ページ物のほうに基づいて御説明をいたします。

冒頭のパラでございますけれども、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第19条第1項に基づき、基本的な計画を定めるとしております。離れますけれども、この基本計画は毎年度政府において作成し、内閣総理大臣が決定するものでございます。昨年3月に決定した基本方針というのは、制度運用に向けての大きな方針を定めているものでございまして、その基本方針に即してどう制度を運用するのかを各年度、この資料3でございましたら2019年度の大枠を示すものでございます。

戻りまして「指定活用団体においては」というパラにございますように、指定活用団体は法の理念、基本方針、そして、2019年度の基本計画に即して、来年度の事業計画案及び収支予算案を策定し、内閣総理大臣に認可申請を行うこととなります。

以下、1. 以下の説明でございます。

まず1. 交付金の額の見通しについて、これはこれまで、昨年5月に公表いたしました指定活用団体の公募要領の中に、法案検討時の議論も踏まえ、20億から40億円程度を目途とするとしておりました。それと同じ趣旨で、この1ページの下線部でございますけれども、「立法当時の議論も踏まえ、2019年度休眠預金等交付金の額は40億円以下とする」としてございます。

2. 休眠預金等交付金の活用の目標についてでございます。基本方針第1で、社会の諸課題の解決と自律的、持続的な仕組みの構築を図るという2つの目標を定めております。2019年度には、それに必要な制度運用の基盤を整えるということを決めてございます。

3. 民間公益活動促進業務については、基本方針第3のところ「(1) 基本的業務」、脚注、下のほうに7つの業務を示しております。この基本的業務の基礎を適切に構築すること。上に戻りまして「(2) 業務の充実に向けて期待される業務」についても、具体的な検討を進め、可能なものから着手するとしてございます。

3. の2パラ目「なお」というところがございます。これまで公募要領のスケジュールの中でイメージとして示しておりました内容でございますが「本年秋には資金分配団体に対する助成等関係業務を開始できるよう取組を進めることとする」と。次の下線部、2019年度の指定活用団体の資金提供は、基本方針に即しまして、助成のみとするとしております。

次に4. 資金分配団体、民間公益活動を行う団体の選定に係る基準及び手続について、指定活用団体は、基本方針第3の1. (1) ①に示す各事項に沿って具体的に定めるということ。また、次の下線部でございますけれども、基本方針に即しまして「休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みが組み込まれていること等に十分留意して対応することとする」としてございます。

3ページ、5. 成果に係る評価の基準及び公表については、基本方針に即しまして、成果に係る評価の方針を評価指針として定めるということを決してございます。

6. その他の(1) 指定活用団体は、指定の際に付された条件、下に3つ〇で記してございますが、これらの事項に関して適確に対応するものとするとしてございます。

(2) ですけれども、全体を括弧書きでくるんでおりますが、内容としましては、指定の日(2019年1月11日)から今年度末、3月31日までの間に制度の運用開始に向けて行う準備行為について、その費用のうち合理的と認められる額について、休眠預金等交付金で措置するというので、それを書いてございます。それを技術的にどのように記述するかについてまだ調整中でございます。調整中ではございますけれども、措置をするということを決してございます。

資料3の御説明は以上でございます。資料2は資料3のダイジェスト版ですので、御説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いします。これは立てていただくことにしましょう。

今日は皆さん、おとなしいですね。意見がなければ終了します。

宮本委員、どうぞ。

○宮本委員 ありがとうございます。

3 ページの 5. のアンダーラインを引いた成果に係る評価の方針を評価指針として定めるとかということが書いてあるのですが、今回選定された機構ですね。先ほども御説明があったとおりで、実際の民間の活動からは距離感をとって臨みたいという、そういうタイプの団体が選定されたということからして、この成果に係る評価方法の評価指針を定める等のことが、にわかにできるのかどうなのかということをやや懸念するのです。つまり、現場のことを余り知らないことを特徴とする団体が評価指針を定めるときにいろいろな問題が起こるのではないかという懸念があるわけなのですけれども、そのことに関してこの審議会は何らかのチェック等ができることになるのでしょうか。

○小宮山会長 今のは一つのポイントですのでお答えいただきましょうか。ルールの問題ですね。審議会の規定等から見て、どういうことになるのでしょうか。

○松下参事官 まず、今日は基本計画の案について御意見を伺うという回をさせていただいております。次回、指定活用団体も呼びまして、来年度の事業計画の案を、今月末を目途に指定活用団体から内閣府に認可申請をしてくる段取りになってございます。

前後してしまっただけですけれども、参考資料 1 「当面のスケジュール」というものをお配りしてございます。一番上に今日の日付で、下旬に基本計画、これは政府が内閣総理大臣決定をするものがございます。それを踏まえて、指定活用団体から事業計画の案、収支予算案を提出すると。それで 3 月 13 日に御予定いただいております審議会を開催しまして、その指定活用団体も呼びまして、事業計画の案、収支予算案について御意見を伺うということを予定させていただいております。

○小宮山会長 今の御質問に対してのお答えとしては、そういう機会が 2 回あるということですね。

○松下参事官 そうです。まず審議会としてもそのような評価について、現場の実態に即したものであるとか、どういう工夫をやろうとしているのかといったことは、ここで直にお聞きいただくこともできると思います。そこで御確認がいただけると思います。

○小宮山会長 ありがとうございます。

宮本委員、よろしいですか。チャンスは十分あると。

○宮本委員 審議会 2 回の中で議論することはそれで結構なことなのですが、現場感覚というのは 2 回の審議会で得られるようなタイプでないで、そのあたり、今後の進捗状況も含めて何らかのチェックが必要なのではないかと。といいますのは、この団体は経済界中心の団体ですので、いわゆる経済活動で原則として動いているような基準が、実

際の今回休眠預金で対象とするような活動とかなりタイプの違うものなので、そのあたりのところは常に注視していかなければならないことではないかと思います。

○小宮山会長 わかりました。

では、ほかの方の意見も伺って進めましょうか。

どうぞ。

○北地委員 今のことに関して、一方で、これまでになされた評価方法についての外部からのこういう硬直的な評価方法ではいけないということもございますので、我々はゼロベースで考えさせていただければいいのかなと思っております。

○小宮山会長 ほかにいかがですか。

服部さん、どうぞ。

○服部委員 今の評価をという話ですか。

○小宮山会長 今の意見は重要なことなので、どのようにお考えですか。

○服部委員 審議会でも評価については少しだけ時間をとって以前に議論したような気がしますが、十分ではなかったわけですけれども、今回は提案があった上で御議論させていただくことができるのであれば、今から私たちがゼロでは始められない話だと思っておりますので、上がってきたものに対して御議論させていただくということによろしいのではないかと。あと、専門委員もいらっしゃるわけですから、現場感は私たちでお答えできるのではないかと考えています。

○小宮山会長 ありがとうございます。

白井さん、どうぞ。

○白井専門委員 ありがとうございます。

ここで申し上げることなのかどうかかわからないのですが、今、まさに機構は計画を立てていらっしゃる場所だと思いますので、服部先生もおっしゃったように我々のほうである一定の議論は審議会ですべてきて、現場の活動を阻害するような伴走支援にならないようにとか、評価方法についてもいろいろな議論があった。ある一定の方向性が審議会から示されたと考えておりますので、その計画の中でその議論もある程度参考にして計画を立てていただくことが、今からしていただけると助かると現場からは思います。

○小宮山会長 牧野さんは今の件ですか。別の件ですか。

○牧野委員 別ですね。

○小宮山会長 では、今の件で。

○萩原委員 多分、宮本先生のおっしゃったことは、2回の後にこれが進み始めたときにその評価をどうちゃんとやっているかを何らかの形でチェックできる仕組みがあるのかというところなのかなと思ったのですが、そのあたりかと思ったのですが、いかがですか。

○小宮山会長 当面のスケジュールは私たちの任期の間でつくられたわけですね。

○松下参事官 今年度末までのということですか。

○小宮山会長 だから、4月になるとまた新しい審議会が立ち上がります。もちろん残ら

れる方もおいでだろうと思います。いずれにしても、今度の3月には恐らく我々が今まで議論したことを反映したものが出てくるとと思いますが、それが進む過程でまた随時チェックは入ることを期待しているということによろしいですか。 牧野さん。

○牧野委員 その話を私も聞きたかったのですけれども。要するに4月以降、事務局としてはどういう体制でPDCAを回していこうと考えているのか。審議会という形を使うのかどうか、そこはどのような感じですか。

○小宮山会長 皆さんの御意見は大体わかりました。事務局はどのようにお考えですか。

○前田休眠預金等活用担当室長 基本的にはこの制度、仕組みにつきましては、休眠預金等活用審議会において所要のチェックをいただくのがもともと期待されているものであると我々は認識しております。そういう意味では、例えば法律上は今回は基本計画ですとか、この事業計画の認可、これに際して審議会の意見を聞かなければならないという法律事項として明定はされているのですけれども、今、申し上げましたが、それに必ずしも限られる必要は全体の趣旨を踏まえないのではないかと考えております。

回りにくい言い方をいたしました。当然、この制度が回っていくということになりますと、恐らく運用上の節目節目があろうかと思えます。これは今後の話でもありますので、余り予断を持ってそう必ずするというわけではありませんが、常識的に考えれば、例えば資金分配団体はどんなところを選んだのですかとか、その助成の状況はどうなっているのですかとか、評価とはまた別の意味でどういう決算状況とか、ないしはそれを踏まえて成果があったと思うのですかとか、節目節目でこの制度、仕組みが初期の目的、皆さんの期待に沿うようなものになっているのかどうなのかは報告して御意見をいただく機会は必要不可欠だと思っております。いずれにしましても、そういう視点で事務局としましても、この審議会そのもののセッティングを考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

○小宮山会長 どうぞ。

○北地委員 先ほどゼロベースと言ったのは、これまで公助の仕組みの中で積み上げられたいろいろな考え方があっても、それのみに縛られることなくということで、今、おっしゃっていただいたスケジュールもあらかじめこの順番で全部やっていくのだということにはなかなかいかないだろうという、やわらかくということでお捉えいただければと思います。スケジュールもそのように考えています。

○小宮山会長 程さん、どうぞ。

○程会長代理 全般なのですけれども。

○小宮山会長 今の件も含めて、お願いします。

○程会長代理 含めて、特徴があるところで、一番オールジャパンである意味では現場から距離があるところを選んだということは、先ほどの評価の部分とここにまさしく書いてある資源を配分するときの論理とかロジック、この2つに関しては3月13日にこれではだめだとなっては困るので、経団連の団体さんにあらかじめこの2点は非常に懸念があるので注意深くつくっていただくとともに、あくまでこれは計画なので、幾らでも言いたいこ

とは、絵そらごとは描けると思うので、先ほどおっしゃったようにどんどん行くときにちゃんとチェックしていかないと、言ったことと現場感が違ってくる可能性があるのでは、ここはぜひ注意していきたいなと思っています。

○小宮山会長 事務局から伝えてほしいという意味ですか。

○程会長代理 そうですね。

そんな中、特に誰を巻き込んでいくかということのところだと思うのです。具体的に名前ができるだけ早い段階に、3月13日に挙がってくると皆さんもイメージできると思うのです。だから、その辺はできるだけ具体性を持って、特に配分の仕方と評価の仕方のところは重点的に私どもはお聞きしたいですということをお伝えしたいと思います。

○小宮山会長 今、伝えてほしいということ、3月に紛糾して、却下などになると困るからということですか。ポイントは、評価の問題と予算の配分の基本方針でしょうか。基本方針はそんなに変なものはないだろうけれども、他に何か注意することはあるのですか。お伝えいただきたいというのは重要です。今、恐らくばたばたやっていると仄聞していますので。大体そんなところでしょうか。お金の使い方と評価の仕方。

○服部委員 とにかく、より具体的なものでないと判断はできないので、判断ができないとオーケーが出せないと思います。

○小宮山会長 判断ができないとオーケーができない。

○服部委員 具体的であれば考えられると。

○小宮山会長 では、この後の議論でもお伝えいただくことが出てくるかもしれませんが、そこに関してはぜひ委員の思いを伝えていただきたいということですね。

工藤さん、どうぞ。

○工藤専門委員 3ページの5. のところで意味がわかりづらいなと思ったところなのですが、「その際」の後で、民間公益活動を行う団体の実態に応じてというのは、恐らく小規模なところからジョイントベンチャーみたいないろいろなところを想定されてはいると思うのですが、成果評価の手法が段階的に高度化していくという高度化のイメージがいまいちつかない。例えば団体の特性に応じて多様化していくとかであれば何となくイメージはつくのですが、評価指標が高度化するという事は、高度ではないものを最初にやっておいてどんどん負荷を上げていきたいと思いますとかという印象を持ったので、あくまで言葉の問題として、高度になっていくものなのか、いろいろな形の手を挙げてくださる方々が出たときに同じ評価の指標だと合わないのでは多様化していく。

○小宮山会長 進化させるとか、そういうことでしょうか。

○工藤専門委員 高度化となると後で高くするみたいなイメージとか。

○小宮山会長 そういう意味なのですか。

○工藤専門委員 そういう意味ではないと思うのですけれども。

○小宮山会長 評価のやり方、手法を進化させていくという意味でしょう。

○工藤専門委員 だと思います。ただ。

- 小宮山会長 高度化というとレベルを上げていくみたいに感じるわけですか。
- 工藤専門委員 そこまで細かく書いているものではないかもしれませんが。
- 小宮山会長 これはそうではないと思います。
- 工藤専門委員 そうですか。
- 小宮山会長 高度化というのがだんだんハードルを上げていくとか、そう見えるとおっしゃったのでしょうか。
- 工藤専門委員 というよりは、団体に応じた評価の仕方を設定するとき、高度なものというのはそもそも何を指しているのかが余りよくわからなくて。
- 小宮山会長 大した意味はないのだと思います。評価手法を発展させていくという意味だと思います。書いた人に聞いてみまじょうか。
- 松下参事官 これはJANPIAの12月4日のプレゼン資料にもございましたし、プレゼンでも御説明があった点なのですけれども、私は現実的でいいなと思うところでもございました。草の根の団体にとっては、めちゃくちゃ難しい数量モデル、計量モデルを使った社会的インパクト評価の最先端のものをいきなりやれと言っても無理だと。だけれども、そこまで行くかどうかは別として、ちゃんと成果評価をする。できるところからやっていくということをもまずやってもら。成果評価をやってもらわないといけない。入門編のようなものからだんだん現実に即した形でより高い成果評価へと導いていきたいというようなことを言っていたかと思ひます。そういった趣旨を表現しているつもりでもございます。
- 工藤専門委員 わかりました。ありがとうございます。
- 小宮山会長 そうですか。だんだん不安になってきた。
- 服部委員 今の御説明だと不安というか、おっしゃるとおり高度化ということは語弊を招くような気がして、例えば精緻化とかだったらより細かく丁寧にチェックしていくという意味に捉えてもいいのですが、高い低いの評価は意味がわからないかなというのは、今の御意見に賛成です。
- 小宮山会長 これは多様なのでしょうか。最後までこういうところに対してはこういう評価をするということで、全部がバランスシートをきちんとつくるとか、そういう意味での高度化ではないでしょうか。そういう意味で言っているのですか。
- 松下参事官 多様なものといひって低いレベルのままでいてよいということをも認めるのではない。
- 小宮山会長 低いレベルとおっしゃるのは、やはりそういう意味なのですね。これは。ここは工藤さんの心配のとおりです。
- 牧野委員 今日のような懸念が出たことを向こうに伝えて、そこはそういう言葉を考えてもらということでもいいのではないですか。
- 小宮山会長 それでいいです。今の懸念はおわかりですね。
- 松下参事官 はい。
- 小宮山会長 それを伝えていただくことにしまじょう。

ほかにかがででしょうか。

どうぞ。

○服部委員 今さら質問していいのでしょうか。交付金額のところなのですが、当初の議論で特定の金額をさほど議論しなかったのではないかと。特定してしまうのはよろしくないのではないかという議論をしていたと思うのですが、このたび40億と。要するに、4団体が申請する段階ではこの金額は決めてはいなかったわけだと思うのです。いろいろな数字が出ていたと思うのです。ここに至って基本計画の中で40億ということを変更して出すというのはどのように考えればいいのかと思っています。

数字に何ら抵抗があるわけではないのですが、当初からこの数字を出しておけばよかったけれども、出していなく議論してきて、4団体に申請してもらって、ここに来て基本計画の中で40億以下とするとばしっと出ているのはどういう理屈なのかというのは、今さらですけれども、教えていただけますでしょうか。

○松下参事官 まず、申請団体は、当初助成額は20億から40億円ということについて公募要領に書いてございましたので、それが当初助成額なのだというイメージを持って、皆さん同じイメージを持って申請をしてきております。今回、立法当時の議論も踏まえ40億円以下ということで、ほとんど同じ趣旨を書いております。

これは何のためにやっているかといいますと、結局、額を確定させないといけないわけです。この基本計画を踏まえて事業計画、2019年度に指定活用団体をどのようにするかということについて、2019年度の事業計画、その費用から見た収支予算書というものを出示してもらいます。その収支予算書では40億円以下といった書き方ではなくて具体的な数字を書いてもらわないといけないのです。なぜかというと、その額をもって来年度、2019年度において交付がされることとなります。その出てくる額というのが40億円以下とこちらが基本計画で示しまして、指定活用団体が出してくる数字について合理的なものであるかを内閣府でも審査した上で、最終的に内閣総理大臣が認可をする。それで、額が一つ決まっていくということになります。最終的に額を決めないといけない。そのためにこのような書き方をしてございます。

○小宮山会長 よろしいですか。

○服部委員 ありがとうございます。

そうすると、次年度も団体からの提案をもって議論をして、基本計画に数字が適切に載るといふことでよろしいですか。

○松下参事官 次年度というのは。

○服部委員 今、2019だから、2020ですね。

○松下参事官 来年度の今ごろには、またその時点において、団体からまず言い値で来るのではなくて、その時点の状況を見て基本計画を決めるわけでございますから、2020年度の基本計画の中で、2020年度においてはこの規模が適切ではないかということを示して、その中で指定活用団体から額を決めていくということになってくると思います。

○服部委員 ありがとうございます。

○小宮山会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。ほかに特にございませんようですので、意見交換を終了したいと思います。

それでは、事務局に戻します。

○前田休眠預金等活用担当室長 本日説明させていただきましたこの案は、総理大臣決定することとなりますので、本日いただきました御意見も踏まえ、早急に関係方面との調整を進めさせていただきたいと思えます。

先ほど来、この審議の中でも話が出ておりましたが、指定活用団体におきましては、この基本計画に即しまして事業計画案、収支予算案を作成し、事業開始年度の1カ月前、今月末を目途に内閣府に提出をいただきまして、認可に向けた手続に入ることとなります。来月には指定活用団体に参加いただいた上で、審議会の意見をいただくということで予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。